



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年1月29日 No.166

さらに実効性のある充実した制度とするため申し入れを行う！

東日本ユニオンは1月28日、申第19号「働き方改革による働きがいの向上のための制度の見直し」に関する申し入れを経営側に提出しました。

2019年12月18日に受けた本提案は「グループ経営ビジョン『変革2027』を実現していくために、8つの制度改正ならびに規定の整備、新設を実施し、働きがいの向上を図る」としています。

社員が利用しやすい且つ、利用できる環境整備も同時に進めていくため、申し入れを行いました。

【主な申し入れ項目】

■育児・介護関連休暇のさらなる充実について

<養育休暇の見直しについて>

1. 小学校4年生から小学校6年生の年度末までの子の場合は、1箇月につき3日以内の必要な日とした理由を明らかにすること。他2項目

<介護休暇の見直しについて>

1. 介護対象家族（兄妹姉妹又は孫である場合）と同居及び扶養に限定している理由を明らかにすること。

<看護休暇の見直しについて>

1. 当該子（養子等を含む）と同居する社員に限定している理由を明らかにすること。

<高度プロフェッショナル制度に対応した規定整備について>

1. 高度プロフェッショナル制度に対応した社員を採用する考えはあるのか明らかにすること。他1項目

■退職手当の支給制限等の見直しについて

<退職手当の支給の見直しについて>

1. 懲戒解雇又は諭旨解雇の処分に相当する行為を明らかにすること。

<退職手当の支給制限・自己都合退職等の場合の退職手当の見直しについて>

1. 諭旨解雇の処分に相当する行為をしたと認められる者に対し「退職手当の一部を支給することがある」とあるが、具体的に明らかにすること。

■エルダー社員に関する見直しについて

<エルダー社員への保存休暇の新設>

1. 保存休暇制度を利用することができる就労先を希望する社員に対する会社の対応のあり方について明らかにすること。

<エルダー社員の休暇の見直しについて>

1. 「配偶者出産休暇」「育児休暇」及び「静養休暇（毎週2日以内の必要な期間）」「養育休暇」「介護休暇」「看護休暇」の全ての休暇制度がある就労先を希望する社員に対する会社の対応のあり方について明らかにすること。

<現業機関へのフレックスタイム制の拡大について>

1. 東京工事事務所、東京電気システム開発工事事務所、東北工事事務所の他、今後フレックスタイム制の導入を検討している現業機関を明らかにすること。